

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊 (Flexible InterConnect サービス)

第 1 章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platform サービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku))第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Flexible InterConnect サービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Flexible InterConnect サービス	SDPF サービスの1つであって、当社又は当社以外のネットワーク、クラウド又はデータセンタ等の間における接続機能や付加機能を、オンデマンドにより提供するサービス
料金月	1の暦月の起算日(当社が Flexible InterConnect サービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

第 2 章 契約

(最低利用期間)

第3条 Flexible InterConnect サービスには、共通編10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

第 3 章 料金等

(料金の支払義務)

第4条

1. 契約者は、その契約に基づいて当社が Flexible InterConnect サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、Flexible InterConnect サービスの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。
2. 利用停止又は利用中止があったときは、Flexible InterConnect サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(料金の計算方法)

第5条 Flexible InterConnect サービスに係る共通編第21条(料金の計算方法等)第1項に規定する料金については、この別冊の料金表に基づき料金の計算を行うこととします。

第 4 章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第6条 共通編第28条(サービスレベル合意書の適用)に規定するサービスレベル合意書として、Flexible InterConnect サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象及び適用条件等は当社 Flexible InterConnect サービスのサービスサイト(https://ecl.ntt.com/kiyaku)に掲載する「Flexible InterConnect サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が Flexible InterConnect サービスに係る契約に基づき支払う料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時を用いて計算します。
- 2 1の料金月の料金は、その料金月に発生した利用料金を合算して請求します。
- 3 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は料金について、契約者が希望する場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 本規約により支払を要するものと定められている料金額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第1 利用料金の適用

- Flexible InterConnect サービスに係る利用料金は、1の契約IDごとに Flexible InterConnect サービスに係る各プランの料金の額を合算して適用します。
- Flexible InterConnect サービスに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及び当社のサービスサイトに掲載する料金表(以下、「Web 料金表」といいます。(https://fic.ntt.com/))に基づき、プランごとに算出されるものとします。

(1) 算定方法

区分		内容
料金種別	従量上限	1の料金月において算出した期間料金(備考1に規定するものとします。以下同じとします。)と、その期間のプラン(Web 料金表に規定するものをいいます。以下、同じとします。)に係る月額上限料金(Web 料金表に規定するものをいいます。以下、同じとします。)を比較し、低い料金をその料金月の利用料金(以下「月額料金」といいます。)として適用します。
備考		
1 この表における期間料金は、下記の計算式に基づいて算出するものとします。 期間料金 = 利用時間 × プランにおける時間料金(Web 料金表に規定するものをいいます。以下同じとします。)		
2 前項に規定する利用時間は、1の料金月において契約者の操作によりプランの利用開始を実施した時刻(当該時刻を含みます。)から起算し、当該プランの利用終了を実施した時刻(当該時刻を含みません。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。		
3 利用時間の測定において端数時間が生じた場合は、利用時間の単位に応じて次のとおりとします。		
(1) 利用時間が分単位の課金の場合		
1 分に満たない端数時間を分単位で切り上げた時間とします。		
(2) 利用時間が日単位の課金の場合		
1 日に満たない端数時間を日単位で切り上げた時間とします。		

第2 メニューに係る提供条件等

1 当社は、Flexible InterConnect サービスにおいて次に掲げるメニューを提供します。なお、各メニューにおけるプランは Web 料金表に定めるものとし、契約者は、各メニューに係るプランの変更を請求できないものとします。

(1) FIC リソースに係るもの

メニュー		提供条件等
FIC-Port	FIC-Port	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、Flexible InterConnect サービスに接続するための物理ポートを提供します。 2 契約者は本メニューの利用にあたり、物理ポートの最大伝送速度をプランとして選択するものとします。 3 契約者は、1のテナント(当社が指定する方法により、契約者が Flexible InterConnect サービス上で利用する各種リソースを管理する論理的な単位をいいます。)につき、最大 16 の本メニューを利用できるものとします。
	VLAN ブロック	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、1の本メニューとして、FIC-Port 上で利用する 16 の VLAN(仮想的な LAN セグメントをいいます。)を提供します。 2 契約者は、1の FIC-Port につき 1 以上の本メニューを利用するものとします。 3 前項のほか、契約者は1の FIC-Port につき最大 32 の本メニューを利用できるものとします。
FIC-Router		<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、Flexible InterConnect サービス上で動作する仮想ルーターの機能を提供します。
L3-Component	FIC-FW	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、Flexible InterConnect サービスにて利用可能な付加機能の1つとして、ファイアーウォールの機能を提供します。 2 FIC-FW を利用する場合は、FIC-Router の機能に追加するものとし、1の FIC-Router につき最大1の FIC-FW を利用できるものとします。 3 FIC-FW で提供するファイアーウォールの機能とは、接続機能、フィルタ機能及びログレポート機能(ポータルサイトを通じて、FIC-FW を経由する通信の利用状況等の情報を提供する機能をいいます。)とします。 4 当社は、ログレポート機能により提供するログレポートの正確性及び完全性について保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。 5 当社は、ログ閲覧の提供又はログレポート機能の提供に係るログの記録等、この機能を提供する目的において、FIC-FW を経由する契約者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。 6 契約者は、前項に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するとともに、契約者と異なる名義のサービスと接続する場合には、あらかじめそのサービスの契約者の同意を取得していただきます。
	FIC-NAT	NAPT 又は NAT

		<p>(2) 契約者は、1のNAPTの機能において1のIPアドレスを、1のNATの機能において1のIPアドレスを利用するものとします。</p> <p>(3) 1のFIC-NATにおいて少なくとも1のNAPT又はNATを利用するものとします。</p> <p>(4) 契約者は、1のFIC-NATにおいて最大40のNAPT及び最大30のNATを利用できるものとします。この場合において、それぞれ最大で併用できるものとします。</p> <p>3 契約者によって、特定のIPアドレスを指定することはできません。</p>
FIC-Connection		<p>1 当社は、Flexible InterConnect サービスに係るFICリソース間又はFICリソースと自社若しくは他社クラウド間等(「その他接続先」とし、次表に規定するものをいいます。以下同じとします。)をL2又はL3で接続する機能を提供します。</p> <p>2 契約者は本メニューの利用に当たり、帯域(指定した帯域を上限として提供するものをいいます。)をプランとして選択するものとします。</p> <p>3 当社は本メニューの機能に係る通信の品質を保証しません。ただし、SLA対象となる場合を除きます。</p> <p>4 1のFIC-Portに接続できるFIC-Connectionの上限は、そのFIC-PortのVLANブロックメニューに係るVLANの総数とします。</p> <p>5 1のFIC-Routerに接続できるFIC-Connectionの上限は256とします。</p>
備考		<p>1 当社は、契約者によるFIC-Portに係るプランの利用申込を承諾した時刻(利用申込時刻とします。以下同じとします。)を起点として、90日(その利用申込時刻から24時間となる時刻を1日目として、90日目の同時刻をいいます。以下本欄において同じとします。)以内に契約者がそのプランの利用開始を実施した場合は、その利用開始の時刻からFIC-Portの課金を開始します。</p> <p>2 FIC-Portに係るプランの利用申込時刻を起点として、契約者による利用開始がなく90日を経過した場合は、当社は、90日となるその時刻より、契約者がそのプランの利用開始を実施したとみなして課金を開始します。</p> <p>3 FIC-Portのプランの利用申込時刻を起点として、契約者による利用開始がなく90日以内に契約者がそのFIC-Portのプランを解約した場合は、当社は、そのFIC-Portに係るキャンセル料として、以下に定める料金を一括して支払っていただきます。</p> <p>(1) FIC-Port(1Gb/sプラン)の場合 90,000円(99,000円)</p> <p>(2) FIC-Port(10Gb/sプラン)の場合 105,000円(115,500円)</p> <p>4 当社は、FIC-Connectionに係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、全契約者にトラフィックデータの閲覧を提供します。</p> <p>5 契約者は、当社による契約者の通信に係るトラフィックデータの取得についてあらかじめ包括的に同意するとともに、FIC-Connectionを通じて契約者と異なる名義のサービスと接続する場合には、あらかじめそのサービスの契約者の同意を取得していただきます。</p> <p>6 当社は、Flexible InterConnect サービスの一部又は全部が全く利用できない状態の時間の算出については、トラフィックデータの表示値にかかわらず、共通編第27条(責任の制限)及びこの別冊の料金表第1利用料金の適用(1)算定方法に定めるところによります。</p> <p>7 当社は、トラフィックデータの正確性及び完全性について保証をしないものとし、トラフィックデータの利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。</p>

(2) その他接続先のもの

メニュー	提供条件等
Enterprise Cloud 2.0 接続	<p>1 当社は、Flexible InterConnect サービスとEnterprise Cloud 2.0をFIC-ConnectionにてL3で接続する機能を提供します。</p> <p>2 契約者は、Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続するEnterprise Cloud 2.0に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりそのEnterprise Cloud 2.0に係る契約者の同意を取得してい</p>

	<p>たきます。Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Enterprise Cloud 2.0に係る契約者の名義と異なる場合において、接続において生じる責任は契約者が負うものとします。</p>
Amazon Web Services 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、Flexible InterConnect サービスと Amazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスとの間を FIC-Connection にて L2 又は L3 で接続する機能を提供します。 2 契約者は、Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Amazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。 Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Amazon Web Services,Inc.のアプリケーションサービスに係る契約者の名義と異なる場合において、接続において生じる責任は契約者が負うものとします。
Microsoft Azure 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 Flexible InterConnect サービスと Microsoft Azure との間を FIC-Connection にて L2 又は L3 で接続する機能を提供します。 2 契約者は、Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Microsoft Azure に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する Microsoft Azure に係る契約者の名義と異なる場合において、接続において生じる責任は契約者が負うものとします。
Google Cloud Platform 接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 Flexible InterConnect サービスと Google Cloud Platform(TM)(以下 GCP とします。)との間を FIC-Connection にて L2 又は L3 で接続する機能を提供します。 2 契約者は、Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する GCP に係る契約者の名義と異なる場合には、あらかじめ契約者の同意を得るものとします。 Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が本メニューを通じて接続する GCP に係る契約者の名義と異なる場合において、接続において生じる責任は契約者が負うものとします。
Universal One サービス接続	<ol style="list-style-type: none"> 1 Flexible InterConnect サービスと Universal One サービス(VPN サービスに限ります。以下同じとします。)との間を FIC-Connection にて L3 で接続する機能を提供します。 2 契約者は、Flexible InterConnect サービスに係る契約者の名義が Universal One サービスの代表契約者の名義と同一であることを確認の上で、本メニュー申込みと同時に Universal One サービス契約約款に基づきクラウドコネクタ接続機能の FIC 接続を申込みことに同意します。